

産業廃棄物処理状況調査票の作成方法

1 発生量の考え方

発生量は、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指します。しかしながら、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定されます。

そこで、発生量の判断に当たっては、生産工程の中で行われる減量操作等の工程を経て発生する場合にはその発生時点での量とし、生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理としての操作を経て発生する場合には当該廃棄物処理工程の前での量とします。

自ら直接再生利用する、あるいは中間処理すること等により発生した廃棄物を減量化する場合についても、その量は「自ら直接再生利用した量」あるいは「自ら中間処理した量」等として把握されるため、発生量はその前の時点での量としてとらえる必要があります。

また、例えば、ある事業場から産業廃棄物が発生し、自社の別の事業場で当該産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該処理に係る発生量については、自ら中間処理する量等とし、当該産業廃棄物に関する処理計画の作成は、廃棄物を発生した事業場について行うこととします。

※ 具体的な考え方については、「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル(第2版)」を参考にしてください。

2 作成単位

(1) 建設業以外

事業場ごとに作成してください。名古屋市の事業場については、本市に提出してください。

(2) 建設業

区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに作成してください。

長期にわたる工事等の場合は、作業場・現場ごとに作成することも可能です。なお、建設工事等の排出事業者は、元請業者が該当します。

※ 具体的な考え方については、「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル(第2版)」を参考にしてください。

3 記載方法

(1) 廃棄物の種類（名称）

（参考）に示した産業廃棄物の種類を上欄に記載し、下欄には具体的な名称を記載してください。

なお、自らが中間処理する場合には、中間処理後の品目ではなく、生産工程等で発生した当初の品目を記載してください。（例えば、生産工程で発生した「汚泥」を自己中間処理（焼却）して「燃え殻」が生じた場合、「燃え殻」ではなく「汚泥」と記載してください。）

混合物の場合は、「○○と○○の混合物（△△）」、「混合物（安定型品目）」など、内容がわかるように記入してください。

また、一般廃棄物は記入しないでください。（紙くず、木くず、繊維くず等は業種指定があるので注意してください。）

記入例 汚泥（廃水処理汚泥）、汚泥（建設汚泥）、汚泥（有機汚泥）、鉱さい（製鋼スラグ）、鉱さい（鋳物砂）、廃プラスチック類（塗料かす）、廃プラスチック類（発泡スチロール）、廃油（ウエス）、ガラスくず及び陶磁器くず（石膏ボード）、がれき類（コンクリート塊）、がれき類（アスファルトコンクリート塊）、ガラスくず及び陶磁器くずと金属くずの混合物（蛍光灯）など

（参考）産業廃棄物の種類

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、家畜のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、ばいじん、13号廃棄物

特別管理産業廃棄物

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性廃棄物、特定有害鉱さい、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん、特定有害燃え殻、特定有害廃酸、特定有害廃アルカリ、13号特定有害廃棄物

(2) 廃棄物発生量等

産業廃棄物発生・処理フロー図を参考に昨年度の実績値を記載してください。

量の単位は、全て（t／年）で記載してください。容量（m³）で把握している場合は、tに換算してください。

各品目の密度が不明の場合は次表を用いても構いません。

[参考]

品目	密度 (t/m ³ 又はkg/L)	品目	密度 (t/m ³ 又はkg/L)
燃え殻	1.14	金属くず	1.13
汚泥	1.10	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
廃油	0.90		
廃酸	1.25	鉱さい	1.93
廃アルカリ	1.13	がれき類	1.48
廃プラスチック類	0.35	動物のふん尿	1.00
紙くず	0.30	動物の死体	1.00
木くず	0.55	ばいじん	1.26
繊維くず	0.12	13号廃棄物	1.00
動植物性残さ	1.00	混合物	1.00
動植物系固形不要物	1.00	感染性廃棄物(容器を含む)	0.30
ゴムくず	0.52		

(3) 再生利用用途、埋立処分先及び処理方法

再生利用用途、埋立処分先及び処理方法は、下記コード表を参考に該当する記号を記載（複数回答可。例えば、処理方法として脱水の後焼却した場合はB、Aを記載。）してください。「Eその他」の場合は、具体的に記載してください。

再生利用用途コード表

- A 原料・材料
- B 燃料
- C 飼料・肥料
- D 建設材料
- E その他（具体的に記載）

処理方法コード表

- A 焼却・溶融
- B 脱水・乾燥
- C 破碎・圧縮
- D 中和
- E その他（具体的に記載）

(4) 委託中間処理による減量、委託中間処理後再生利用量・最終処分量について

委託中間処理後の量を把握するためには、委託処理業者に問合せを行うことにより、確認することになります。なお、委託処理業者に確認しても不明な場合は、次に示す処分率を参考にして処理後の量を把握ください。

各廃棄物を処理した場合の処分率の目安

- ① 汚泥を処理業者がそのまま埋立する場合 処分率=100%
- ② 有機性汚泥を処理業者が焼却処理する場合 処分率=5~10%
- ③ 廃溶剤を処理業者が蒸留処理する場合 処分率=5~10%
- ④ 廃油を処理業者が加熱分解～焼却する場合 処分率=1~3%
- ⑤ 廃プラスチック類を処理業者が粉碎～溶融成型し、売却する場合 処分率=0%
- ⑥ ばいじんを処理業者がコンクリート固化し埋立する場合 処分率=120~140%

産業廃棄物発生・処理フロー図

